

# 守ろうよ、みんなを！ ～なくそう！高齢者の消費者被害～

平成22年度  
消費者月間テーマ

## こんな誘いに気をつけましょう！

危険と脅し不要な工事！



無料で点検します

あなただけの儲け話はない！



必ずもうかります

健康への不安に付け込む手口！



病気が治る

高額な商品を買わされる！



タダであげます

消費生活センターは身近な味方です  
一人で悩まず、早めに相談を！

### 消費生活相談窓口

★長崎県消費生活センター  
長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4F  
TEL 095-824-0999

★長崎市消費者センター  
長崎市堀町3-18 メルカつしまら4F  
TEL 095-829-1234

★佐世保市消費生活センター  
佐世保市平瀬町3-1  
TEL 0956-22-2591

★諫早市消費生活センター  
諫早市高城町5-25 高城会館3F  
TEL 0957-22-3113

★大村市消費生活センター  
大村市取島1-25  
TEL 0957-52-9999

★五島市消費生活センター  
五島市堀江町1-1  
TEL 0959-72-6144

★雲仙市消費生活センター  
雲仙市朝霞町牛口名714  
TEL 0957-38-7830

★各市町相談窓口

全国共通ダイヤル「消費者ホットライン」

0570-064-370 からお近くの消費生活相談窓口へつながります

守ろうよ みんなを！





# 悪質業者は高齢者を狙っています!



センターでは消費生活に関する相談に応じ、  
問題解決のための助言やあっせん等を行っています。

## 相談事例 訪問販売で高額な布団を買わされた

3年前、訪問販売で血行が良くなり肩こりや腰痛に効くと説明され布団を勧められた。支払は月々9千円との事だったので、効果を信じ契約した。

同日の午後、別の男性販売員が更に布団2枚を持ってきた。よく分からなかったが断るのも怖く契約してしまった。最初の布団は使用したが、説明のような効果がないので解約したい。後の2枚の布団は使用していない。

(60代 女性)



## アドバイス

契約書面には「布団」としか記載がなく、特定商取引法の不備な書面を交付したことによる契約の解除と、効果がないのにあるかのように商品を推薦し、契約を締結させているので、特定商取引法及び消費者契約法の不実告知による契約の取り消しを主張する文書を、当センターの援助により相談者が業者に送付した。販社支社は効果について、家庭用治療器でありトルマリン効果が期待できると回答したが、科学的根拠はなかった。その後、販社本社は問題点を認め全面解約し、既払金26万円は返金し、社内教育を徹底すると回答があった。

当センターでは、このような相談を受け解決しました。

◆ホームページ「**ながさき消費生活館**」にも、相談事例を紹介しています。

## 消費者サポートメール「sapo之助」による最新の情報提供

各地の消費生活センター等に寄せられた悪質商法や製品事故など注意すべき情報を、皆さんの携帯電話やパソコンにお届けします。是非、ご登録ください。

### 登録の方法

- ①携帯電話またはパソコンから、  
「[anzen@shouhi.info](mailto:anzen@shouhi.info)」に空メールを送信
- ②長崎県消費生活センターホームページ「**ながさき消費生活館**」  
(<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>) 内の専用バナーより登録

